



島根県報

令和5年9月15日（金）
号外 第 1 0 2 号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第629号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	485号	松江市美保関町七類 3061番1地先から同番 6地先まで	前	メートル 14.90～ 29.00	メートル 20.50	松江県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	メートル 14.90～ 29.00	メートル 20.50	

島根県告示第630号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱83番2地先から同463番8地先まで	メートル 232.40	令和5年 9月15日	県央県土整備 事務所	